

高齢者マッサージ集団受療日の 日程変更について

介護課 内線345

広報ゆがわら 6月号に掲載した、
集団受療日程で、文化福祉会館での
実施日が、7月4日(火)から7月
11日(火)に変更になりました。ご
注意ください。



ご存知ですか?国民年金保険料 免除・納付猶予制度

住民課 内線325

国民年金保険料のお支払いが困難
な方には、保険料の納付が免除・猶
予される制度があります。

この制度は、7月から翌年6月ま
でを周期として、前年度所得によっ
て審査され、一定の所得などの基準
に該当している方は、申請書を提出
し承認された場合、保険料が免除さ
れます。

平成18年7月より、全額免除、半
額免除に加え、「4分の3免除、4分
の1免除」ができ、免除制度が4段
階になります。

申請が遅れても、7月まで遡って
免除が認められますが、申請は早目
をお願いします。

また、原則として毎年度申請が必
要ですが、全額免除・納付猶予につ
いては、申請時に「継続申請」を希
望すると、翌年度からは、本人
の申請手続きが不要になります。

[申請に必要なもの]

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
(納付書など年金番号がわかるもの)
- ②認印(本人が署名する場合は不要)
- ③失業などを理由とする申請の場合
は、「雇用保険受給資格者証の写し」、
「雇用保険被保険者離職票の写し」
などが必要になります。

児童手当が 拡充されます

福祉課 内線315・316

児童手当制度の支給対象年齢が、
現在の小学校3年生(9歳到達後最
初の年度末)までから、小学校6年
生(12歳到達後最初の年度末)ま
でに拡大され、併せて、所得制限が
引き上げられます。

新たに、児童手当を受けようとさ
れる児童の保護者の方については、
福祉課(公務員の方は勤務先)で、
認定請求などの手続きが必要となり
ます。

なお、改正に伴う新規請求は、平成
18年9月30日までに受け付けたもの
に限り、特例的に4月1日(または支
給要件に該当した日)にさかのぼっ
て支給されます。

平成18年度に小学校5・6年生の児 童がいる保護者の方

(平成6年4月2日生まれ~平成8年4
月1日生まれの児童)

これまで、児童手当を受給してい
ない保護者の方は認定請求を、現在
すでに児童手当を受給されている保
護者の方は額改定認定請求が必要と
なります。

これまで所得制限により児童手当を 受給していない保護者の方

所得制限の引き上げにより、新た
に児童手当を受給できる場合があり
ますので、該当する保護者の方は認
定請求の手続きが必要になります。

なお、申請には請求書のほかに次
の書類が必要となります。

- ・健康保険証の写しなど(申請者が
厚生年金加入者の場合)
- ・児童手当用所得証明書(湯河原町
に平成18年1月1日に住所がなかつ
た場合)



子育て 健康 福祉



“社会を明るくする運動” 「映画と講話のつどい」

福祉課 内線314

【日時】7月19日(水)13:30~

【会場】役場分庁舎 6階会議室

【映画】「二つの道」

【講演】「インターネットを安全に
利用するために」

講師:神奈川県警察本部

ハイテク犯罪対策センター

卯野智喜氏

麻しん又は風しんの 予防接種について(お知らせ)

保健センター 内線367

平成18年6月2日から予防接種法の改
正により、次の対象年齢の方は、麻し
ん・風しんの予防接種を就学前日ま
でに受けられることになりました。(い
ままで接種した方もしていない方も
受けることができます。)

【対象】平成12年4月2日から平成13年
4月1日生まれの方=平成19年度小学
1年生です

(1)麻しん風しん混合ワクチン

(2)麻しんワクチン

(3)風しんワクチン

厚生労働省では、被接種者の利便性、
経済的及び肉体的負担の軽減等の観点
から(1)をすすめています。次の方は(2)
又は(3)を選択できます。

いままでも麻しん風しんのどちらか
一方のみの接種

いままでも麻しん風しんのどちらか
一方に罹った

特に単独ワクチンでの接種を希望する
いずれの場合でも接種医師の話を聞いて(相
談してから)接種して下さい。

【経過措置】2歳~7歳6か月未満で上
記の対象者以外の方の中で、今まで
に麻しん又は風しんの両方未接種・
どちらか未接種の場合、平成19年3
月31日までに(2)又は(3)の予防接種
を接種医師と相談して受けることが
できます。